

第4回滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）議事録

日 時：平成23年2月3日(木) 14:00～16:01

会 場：滋賀県建設技術センター 2階研修室

出席者：(敬称略)

委員長 県土木交通部技監（河川政策担当）中谷恵剛

委 員 国土交通省琵琶湖河川事務所長 守安邦弘（代理 調査課長 松江庸介）

大津市技術統括監 伊藤康行

長浜市副市長 中嶋良立

草津市副市長 山岡晶子（代理 都市建設部長 浅見善廣）

湖南市副市長 西田一夫（代理 産業建設部長 高田 薫）

高島市副市長 竹脇義成（代理 土木交通部次長 高島成弘）

竜王町副町長 青木 進

県防災危機管理局長 小椋正清（代理 参事 若林 健）

県県民文化生活部県民生活課長 岡野孝子（代理 参事 横井幹彦）

県農政水産部農政課長 兼房見喜男（代理 参事 水野 潔）

県土木交通部河港課長 徳島英和

県土木交通部都市計画課長 辻井孝司

県土木交通部住宅課長 丸尾 勉（代理 副主幹 辻 光浩）

県土木交通部建築課長 我孫子三男（代理 建築指導室長 大野喜晶）

事務局 県土木交通部流域治水政策室

議 事

1. 開 会

2. 議 事

(1) 滋賀県流域治水基本方針（素案）について

(2) 滋賀県流域治水基本方針策定にかかる今後の予定について

(3) その他

3. 閉 会

1 開会

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から滋賀県流域治水検討委員会行政部会第4回委員会を開催します。

開催に先立ち、配布しているお手元の資料の確認をお願いします。お手元にお配りしている会議次第の下に記載しております、配付資料1から配付資料4までを、お手元の方にお配りしております。

また、委員の皆様には、参考資料として滋賀県流域治水方針意見対応シート（WG会議での意見とその対応）という冊子を用意しております。お手元にごございますでしょうか。

本日の会議につきましては、公開で開催しております。資料や本日の議論の内容につきましては、ホームページで公開することとさせていただきます。また、本日の委員会には傍聴も認めておりますこと、傍聴者についても会

議の最後に発言を認めることとしております。

ここからの進行は、委員長である滋賀県土木交通部中谷技監にお願いいたします。

【委員長】 失礼します。土木交通部技監の中谷でございます。皆様には本日大変お忙しい中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。年度末を控えまして、皆様方には予算等々お忙しいこととは存じますが、よろしくお願い致します。

今日は外を歩いておりますと、春も間近というような天気となっておりますが、この間大変な雪となっております。地域の皆様には非常にご苦労されていると思います。また、山の方に降りました雪は、たちまちの生活には迷惑なところではありますが、反面、これから春先にかけて、琵琶湖や淀川水系にとって、大変貴重な水資源でもあります。とりわけ今

年の寒さは、これまでの温暖化という中でかなりこたえるという状況になってきておりますが、これまで降り積もった雪が豊かな水資源として琵琶湖を潤すということもあります。

そのような中、流域治水についていろいろ検討を進めておりますが、平成18年9月に流域治水政策室が発足いたしました。これまでは河川政策をずっと進めてきたわけですが、なかなかそれだけでは十分水害をカバーしきれない実態です。幸いにして滋賀県におきましては、ここ10年ほど水害の被害額が全国一少ないという状況にありまして、大変幸せな状況にあるわけですが、周りの福井、あるいは京都、兵庫県佐用町など、近隣を見渡しますと大変な状況になっているところがあります。そういう中、滋賀県は河川整備を進めておりますが、なかなか十分に追いついていけないという状況でもあります。そのあたりをご理解頂き、この間、行政部会などお世話になってきたところであります。そういう中、住民会議での提言、また学識者部会での提言等々がまとまってまいりました。そして、本日開催させて頂いております行政部会は本年度2回目になりますが、その間、県下19市町さんにはWG会議を、6月30日以降、これまでに5回開催をしてきておりますが、全ての市町さんにご参加頂き開催し、意見をお聞きさせて頂きました。その中でいよいよそれを取りまとめるということになってきましたので、本日お願いした次第でございます。

流域治水基本方針とすることで取りまとめ、これからより安全な地域づくりの為に活かしていこうと考えているわけですが、これまでWG会議で積み重ねてきました議論を確認して頂き、今後の政策に反映していく手だてとして、よろしくご審議していただきたいと思っております。本日の会議、どうぞよろしくお願い致します。

2 議事

【委員長】 さっそく進行させて頂きませうけれども、本日お示しします流域治水基本方針、あるいは今後の予定について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 皆さま、ご苦勞様でございます。流域治水政策室の西嶋です。どうぞよろしくお願い致します。

それでは資料に沿って説明させて頂きたい

と思っておりますが、まずは資料2をご覧ください。流域治水検討委員会（行政部会）での検討経過をまとめさせて頂いております。

6月30日に第7回WG会議を開催させて頂いておりますが、この会議の前、年度が明けた4月から5月に、全市町の担当者にこれまでの経緯、あるいは行政部会を今年度開催させて頂きたいというお願いに回り、WG会議を開催しております。

今年度1回目の第7回WG会議は、6月30日で、その後8月24日に今年度1回目の行政部会の委員会を開催させて頂き、今後基本方針を検討していきたいと説明させて頂きました。

その後、第8回から第11回WG会議を、概ね1ヶ月に1回のペースで開催させて頂き、各担当者の方から色々な意見を頂き、修正を重ねながら、今回、今年度2回目となる行政部会を開催させて頂くことになりました。ほぼ内容的には意見が出尽くしたのではと担当者レベルでは思っており、その内容について説明させて頂きたいと思っております。以上でございます。

【事務局】 ご苦勞様です。流域治水政策室の小根田と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、私の方からは資料1、資料3および資料4に基づきまして説明をさせていただきます。

まず資料1ですが、滋賀県流域基本方針（素案）です。今、室長の方から本年度の行政部会の検討経過について説明をさせて頂きましたが、特にWG会議での検討に基づき、繰り返し修正を行ったものが、お手元の滋賀県流域基本方針（素案）でございます。

表紙をめくって頂きますと、表紙の裏のページに目次を付けております。5つの章に整理をし、第1章では流域治水の概念と基本方針の位置づけ、第2章では治水上の課題、第3章ではこれからの治水の基本的方向、第4章では流域治水の進め方、第5章では円滑に進める方策について、まとめています。それらの概略につつまして順を追って説明させて頂きます。

2ページの「第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ」でございます。1の「流域治水の概念」では、気候変動等による外力の増大やライフスタイルの変化等も要因となりまして、被害構造も変化してきております。滋賀県ではどのような洪水にあっても人命を

守り、壊滅的な被害を防ぐためにはどのように対応していくかという視点から、治水政策を検証することと致しました。その結果、流域治水を次のように定義し、推進していくことと致します。「どのような洪水にあっても人命が失われることを避け、生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助、共助、公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく治水」。

3ページでは、図-1に示すように「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」に対策を分類し、検討を行って参ります。

2の「滋賀県流域基本方針の位置づけ」では、本基本方針においては、「川の中の対策」に関する諸計画を所与の条件としつつ、流域治水の立場から「川の中の対策」で整備水準を超える洪水対策として実施すべき事項および「川の外の対策」として実施すべき事項について、基本的方向を示すこととしております。

5ページからは「第二章 治水上の課題」ということで、1に滋賀県の河川特性について表記しています。

7ページでは、2で「気候変動による外力の増大」として、近年の異常気象により集中豪雨が増大し、被害形態も多様化する中で、降雨の増加により治水安全度も低下し、浸水被害の危険性が増すとされています。

続きまして、3の「行政対応の現状と問題点」についてまとめています。(1)では河川整備の現状と問題点として、「ながす」、「ためる」について整理しており、県や市町が管理する河川整備の進捗や維持管理が財政的な制約などから進まず、また、森林の荒廃や農地の耕作放棄による水源かん養や貯留機能も落ちてきていることを表記しております。

10ページですが、「(2)水害対策の観点から見たまちづくり行政等の現状と問題点」について整理をしております。開発などに伴いまして、霞堤など従来からの治水施設の消滅、また、洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていない二線堤の存在など治水上有効な施設が十分機能していない状況となっております。

(3)では「水害に関する危機管理行政等の現状と問題点」、「そなえる」について表記しています。県内の主要な河川においては、はん濫注意情報をはじめとする避難や水防活動のきっかけとなる情報が定められています。し

かし、それらの発令機会は少なく、県・市町の担当者は訓練等を行っているものの水害対応に十分精通しているとは言えない状況にあります。

11ページでございます。4の「水害に関する地域防災力の現状と問題点(そなえる)」です。住民の洪水に備える意識が低下していることや行政への依存傾向が過度に強くなっていること、高齢化による自治体としての機能が低下していることなどが、水害被害を大きくする要因ではないかと考えています。

12ページの5では「水害リスク情報の現状と問題点」について書かせて頂いております。最近まで水害に関する明確な情報が不足していたために、転居したり建て替えたりする時に水害を受け易いような場所で、そういった行為をすることもあったと考えられます。また、道路や鉄道といった連続盛土構造物の設置など土地の改変に伴う水害リスクの変化については、行政においても定量的に認識するまでにいたっていなかったことから、土地の改変の影響により、一部の地域でリスクが高くなってしまった事例も存在しています。

13ページの「第三章 これからの治水の基本的方向」では、流域治水を進めていくための目標と地先の安全度について説明しています。流域治水の目標としては、どのような洪水にあっても人命を守ることを最優先とし生活再建が困難となる水害を避けることとしております。流域治水対策を検討する基礎情報である「地先の安全度」については、個々の治水施設の安全度ではなく、人々の暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度のことを言い、この「地先の安全度」を調査し、基礎情報として活用することと致します。

14ページですが、図-3では河川や水路等の治水施設の安全度が30年確率であったり、10年確率であったりしますが、住宅の安全度は治水設備の安全度と必ずしも直結するものではありません。実際に雨が降った時を考えると、確率規模の小さな雨でも住宅地付近の水路や河川が先に溢れて、床上浸水する場合があります。このように居住地の水害に対する危険度の情報が「地先の安全度」というものです。

15ページから20ページまで「地先の安全度」をマップにした情報を掲載しております。

21ページでは、「第四章 流域治水の進め方」として、「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」のそれぞれの対策について説明

をしております。

まず、「ながす」対策では、中長期整備実施河川の検討や河川整備計画に基づき、維持管理や河川整備、さらには堤防強化などを着実に進めていかなければならないとしています。

23 ページでは「流域で雨水を「ためる」対策」についてまとめています。森林や水田の多面的な機能の一つである洪水緩和機能の維持保全、また雨水を貯める対策や地下浸透を進めていく対策を、それぞれの立場で、またそれぞれが出来る範囲で積極的に進めていくこととしています。

25 ページの3では「とどめる」対策について整理をしています。(1)では、二線堤や霞堤などの既存のはん濫流制御施設の機能復元・維持等を進め、(2)では、連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、また、連続盛土構造物の有効活用を図るべく検討を進めていくこととしております。

26 ページの(3)では、安全な土地利用や住まい方の誘導について表記しています。1)の安全な土地利用の誘導策として床上浸水が頻発する区域、これは27 ページの図-11でBの範囲になりますが、この区域については、新たに市街化区域に含めないという土地利用規制を進める必要があると考えています。このことについては、この素案の冊子の後ろに参考資料として資料を添付しておりますが、参考資料-12の後段で示している、建設省都市局・河川局長通達（昭和45年1月8日付け）というものがあります。そこで示された都市計画法第7条に基づく内容を踏襲したものであり、10年確率以下の雨で50cm以上の床上浸水が想定される区域が対象になります。

次に、26 ページの2)の住まい方の工夫に関することです。家屋の流失や水没が想定される箇所、これも図-11で示すところのAで示されている範囲の区域を対象にして建築規制を行うこととしています。これについても、先程の参考資料-12の前段で示す、昭和34年の建設省事務次官通達で出された建築基準法第39条の内容を踏襲したものであり、200年確率以下で浸水深3m以上および流体力 $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ 以上の区域を対象に進めていきたいと考えているところです。この建築規制の対象区域内では建築基準法第39条により建築が原則禁止されますが、既存の建築物の建て替えの時に構造強化であるとか、嵩上げなどの対策をしていただくことにより、安全な住まい方へと誘導を行いたいと考えていると

ころです。なお、県としては、改築時の補強あるいは地上げの時には助成を行う方向で、補助制度について検討したいと考えているところです。

27 ページの「そなえる」対策です。この内容は流域治水検討委員会（住民会議）の提言に基づく対応を整理させて頂いております。28 ページの「(1)水害に対する意識の向上」については、「地先の安全度」の情報を公表し、住民の方々と情報を共有するとともに活用することが重要であると考えています。また、現在、県内各地に出向いて被災経験のある方達からヒアリング調査をしている水害履歴や水害に備える知恵に関する情報を、引き続き情報収集するとともに公開し、住民の皆様に活用していただきたいと考えています。

29 ページの「(2)自ら備え、判断し、行動する人々の育成」については、これまでと同様、行政と住民が協力し、防災訓練や避難訓練などを行うとともに、個人の水害意識を向上し、行動力を養うために出前講座や防災訓練などを実施していきたいと思っています。

30 ページ、31 ページでは「(3)各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化」、また、「(4)水害に強い体制の整備」について表記しています。地域間や団体間での協力体制やネットワークを作ることも重要です。また、避難勧告の発令の難しさは市町の担当者の方々にとって、大きな課題の一つです。それぞれの地域特性に応じた判断基準を明確にしていくことが必要であると考えております。また、情報連絡体制を充実し、避難所の構造や機能を強化しておくことも重要であると考えています。

32 ページの「(5)的確な応急対策と復旧のための体制強化」では、被害の拡大防止のためには、応急対策や被災後の迅速な災害復旧対応など住民や行政、事業者が一体的かつ的確に動ける体制を整える必要があります。

34 ページでは、「第五章 「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策を円滑に進める方策」について表記しております。

1点目として、「地先の安全度」は「川の中の対策」や「川の外の対策」を計画する際の評価指標として有効であることから、滋賀県が実施する対策に積極的に活用していくことを考えています。2点目といたしまして、この基本方針の内容を実効性のあるものとするために、県条例の制定を目指したいと考えております。県条例については、「地先の安

全度」の考え方や「地先の安全度」のマップの公表、さらには水害に対応した土地利用のあり方について定めていきたいと考えております。市街化の抑制や建築規制につきましては、既存の都市計画法、建築基準法の規制を活用する方向で運用も含めて慎重に対応していきたいと考えております。3点目として、現在、湖北、東近江、南部の各圏域におきまして設置運営されている、また、他の圏域でも設置に向けた動きがある水害に強い地域づくり協議会の議論をこれまでと同様、積極的に展開していきたいと考えております。川の外の対策を行政と住民、事業者などが一緒に議論し、地域の課題に応じた対策を練りあげながら、実際に行動する仕組みを構築し、充実させていきたいと考えております。とりわけ、人命被害が想定される地域については、被害を回避・軽減するための地域の特性に応じた対策を取りまとめた水害に強い地域づくり計画を地域住民の方々と協働で策定していきたいと考えています。

続きまして、資料3を見ていただきたいと思えます。先ほど今年度の行政部会の検討経過について説明しましたが、資料3は行政部会のWG会議において意見交換、議論をした内容を幾つかピックアップしたものです。その中から幾つかご紹介させていただきたいと思います。

1ページの上から3段目のご意見で、県民が共有する水害リスク情報も存在しないと案に書かれているが、水防法にかかる浸水情報はリスク情報ではないのかというご意見を第9回WG会議でいただきました。ご指摘頂きましたように浸水想定区域図は水害リスク情報ですが、主要河川からのはん濫に限定されている点、また、100年確率など単一の発生確率での浸水に限定した情報であり、内水も考慮した避難判断であるとか、まちづくりに適用するには必ずしも十分な情報ではないのではないかと考えているところです。このことから「地先の安全度」の活用を進めていきたいと考えているところです。

次に、2ページ1番上のご意見では、床上浸水の頻発が想定される箇所においては新たに市街化区域に組み入れることを禁止するということだが、この基本方針や条例が制定されると市町の計画が制約を受けて独自の政策が出来なくなるので好ましくないというご意見を第9回のWG会議でいただきました。県は都市計画を決定する責務を有することから、

今回、水害リスクに関する情報が広範に得られたことを契機に、都市計画法第7条・同施行令第8条の趣旨に則り、最低限必要な安全を確保した上で市町が独自のまちづくりを進めていくことを求めるものです。

同じく2ページの3番目でございます。(仮称)滋賀県流域治水基本条例が策定されれば土地利用・建築規制が生じることとなり、地権者から「土地評価が意図的に落とされた」など、個人資産への侵害に対してどんな対応をとればよいのかという意見です。都市計画法の区域区分に関しては、都市計画法施行令第8条において都市計画基準が定められており、「溢水、湛水等による災害の発生するおそれのある区域」は、優先的かつ計画的に市街化を図る区域に含めないものとされているところです。(仮称)流域治水基本条例では、このことを踏まえた基準を明示することを考えておるわけで、新たな規制として制限を設けるものではないと考えております。また、それに対応する対策をとっていただくことで、市街化区域への編入も可能であることから、補償的措置は考えていないと回答しております。

最後に、3ページの1番下のご意見を紹介させていただきます。第11回のWG会議でいただいたご意見です。「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価において、「川の中の対策」の事業評価についてはこれまでの治水安全度に関する考え方をはじめ国が行う事業評価との関係等から「川の外の対策」と同様に取り扱えるものではないのではないかと、というご意見をいただきました。ご意見いただいた内容に基づき、基本方針(案)を修正したところです。「川の中の対策」の事業評価につきましては、県が実施する対策について既存の手法と併せて地先の安全度を活用していくという内容に修正させていただいたところです。本年度のWG会議で、WGの委員のみなさんからご意見をいただいた内容により、加筆・修正を加えながら、資料1で先ほど概要を説明しました基本方針が、現時点のものとなっております。

続きまして、資料の4です。流域治水基本方針の策定にかかる今後の予定についてということで、私どもの方で考えているスケジュールをお示ししております。

本日、2月3日に第4回の行政部会を開催させていただいております。この後、2月9日には、県議会常任委員会で基本方針の内容

と検討状況につきまして報告をさせていただく予定をしています。2月10日には庁内組織で構成されます推進部会の開催を予定しています。2月中旬には県琵琶湖水政対策本部会議を開催し、3月に入りまして、県議会常任委員会での報告、また、パブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。パブリックコメントでの意見を受けた修正など出てくるかとは思いますが、パブリックコメントの後、4月、5月に行政部会、推進部会、琵琶湖水政対策本部を順次開催させていただき、ご意見をうかがう中で最終的に県議会常任委員会で報告させていただき、基本方針の策定にもっていきたいと考えております。

以上のような流れを予定しており、今回の行政部会で各委員のみなさんから基本方針（素案）につきまして意見交換をさせていただきたいと考えております。また、その内容に了承いただきましたら、今、説明させていただいた琵琶湖水政対策本部における庁内議論、パブリックコメント等県民の皆様のご意見をお聞きし、次年度の早い時期に基本方針を確定させて頂きたいと考えております。以上です。

【委員長】 只今、事務局の方から説明がありました。資料4で庁内会議の名前の紹介がありましたが、私の方から補足させていただきます。

2月10日の琵琶湖流域治水推進部会は関係課長レベルの会議です。これは土木交通部内はもちろんですが、農政、環境、福祉等を含めたかなり幅広い分野での会議です。

水政対策本部会議は知事、副知事、部長レベルの会議になります。いろいろ行政部会で議論いただきますが、ゆくゆくは条例も想定しながら、基本方針を定めていく手続きになりますので、庁内のそういったレベルの会議を開いて、議会にも報告しつつ進めていこうとしておるところです。

基本方針（素案）の内容について事務局の方から説明していただきましたが、例えば14ページに「地先の安全度」のイメージ図が載っておりまして、オレンジ色の中に白い字で治水安全度が書いてあります。いくつか川や水路がありますが、その中で河床が高い左端の川の安全度を考えると、治水安全度が1/10、右端についても同様です。ところが、真ん中にある水路は1/5など小さな確率となっています。異常に雨が降った時などは先に家に近

い方の水路から溢れるというところに注目する必要があります。ただ、そのように水路が溢れて浸水する状態と、不幸にしてその横にある堤防の高い川が満杯になって堤防が切れた時に出る被害の状況では、様子が随分違ってくると思います。そういった内容を示しているのが、15ページから後の図-5から図-10です。ここには10年確率とか、200年確率とか書かれておりますし、流体力が $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ 以上といった複雑な記述のところもあります。

こういった内容と27ページにある建築規制などのこれから目指すべき方向についての関係を含めて、おさらいの意味で事務局の方から200年確率の意味合いであるとか、27ページにあるグラフの読み方、参考資料にある既に出ている国の方からの通達との関連等々について、少し説明を加えてほしいのですが。

【事務局】 今の26ページの「安全な土地利用や住まい方への誘導」というところで、先程も少しお話しさせて頂きましたが、2つの内容を考えているところです。

1つは、「安全な土地利用に関すること」ということで、図-11で示すところのBの範囲の区域について、安全な土地利用に関する誘導をしていこうということです。まず、図-11の左側のリスクの図ですが、縦軸に発生確率を示しております。2年に1回から200年に1回の確率を縦軸としております。横軸には被害の程度を表しております。一番右には家屋流失ということで、他の床上浸水や家屋水没などの浸水の深さとは少し種類が違うものです。 $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ を超えますと、はん濫流により家屋が流されるという1つの基準にさせていただいております。その隣の家屋水没では、平屋建ての家屋であれば3mの浸水があれば溺れ死んでしまう。2階建てであれば2階に避難して頂く、垂直避難が可能ということです。その横は、浸水深が50cm以上3mまでという床上浸水の範囲です。その隣が浸水深50cmまでの床下浸水の範囲での被害となり、横軸は右にいけばいくほど被害が大きくなって、浸水が深くなる、あるいは家屋が流されてしまうということの意味をしています。右の2つ、家屋水没および家屋流出については、命が危ない、命の安全性が確保出来ないというものです。このリスク図でいうところの、発生頻度が高くて、被害の程度が大きいもの、いわゆる右上ですね。そういった頻度が高く、また危険性が高いリスクは、回避しなければな

らないということになります。

そういった考え方のもと、安全な土地利用に関するところとして、床上浸水の頻発が想定される箇所、それが右下のリスク図のBのところ。被害の程度では、床上浸水より右側、家屋水没や家屋流失の範囲を含めまして、発生頻度は10年に1回より頻度の高い箇所をBで囲っています。そのBの部分につきましては、新たな市街化区域への編入を原則禁止しまして、住民の方の被害を事前に防ぐということです。

また、「(2)住まい方の工夫に関すること」につきましては、家屋の流失や家屋水没など人命被害が想定されるような場所を、右上の図においてAという範囲で示しております。発生確率としては20年に1回までを考慮しているところ。被害の程度としては、家屋水没と家屋流失です。このような被害が想定される区域につきましては、基本的に新たな家屋の建築を制限している、原則禁止することです。安全な住まい方をさせていただく場合に限って、建築していただくという考え方をしております。安全な住まい方としては、地上げや建築物の耐水化といった建築の仕方をしていただくことになりませんので、既存建築物の建て替えや改築につきましては、費用の一部助成等を検討していきたいと考えているところです。

【委員長】 15ページ以降の地図は、今説明のあった「地先の安全度」についてのシミュレーション結果の具体的な例ですが、実際はもっと細かなメッシュでシミュレーションしているので、拡大したものをそれぞれの市町でご確認いただいているところです。

滋賀県では河川整備を進めておりますが、当面の目標としては、10年確率が精一杯といえますか、ほとんどです。中には、市街地の中の規模の小さな河川や幅の狭い河川については、段階施工が効率的ではないことから、50年確率などでやっている川も幾つかありますが。そのような中で、将来的には滋賀県は大きな川ですと100年確率というところもありますが、私の知る限り100年確率で整備された川は1つしか知りません。

そういった中、基本方針を検討する上で、200年確率という数字が出てきた意味について、事務局の方から説明してもらえますか。

【事務局】 先程見ていただいた資料3の中

に関連する質問があり、その回答にもありますので、資料3の3ページをご覧ください。上から3つ目のご意見で、200年に1回以上の頻度で発生することを想定される箇所の建築規制にすることへのご意見をいただいております。

今、委員長からお話のあった200年確率というのは、条例化も踏まえた実現性等について検討いただくために、学識者部会というものを設置し、議論を重ねていただいたものです。200年確率洪水というのは、淀川本川の計画規模で、河川砂防技術基準のA河川に定められた川の確率であり、その基準を用いて、また、淀川自体が200年で整備されていることから現実起こりうるということで、200年というものを基準に考えさせていただいたところです。

【委員長】 ちょっと補足させていただくと、淀川本川の下流については、200年で計画されています。資産被害については、残念ながら先程申し上げたとおり、河川整備の実力といった中、なかなか将来目標は出来ませんが、少なくとも人の命に関しては、上下流同じ確率で助からなければおかしいと趣旨もあって200年確率ということもあります。

事務局から説明がありました内容については、WG会議でいろいろと議論をさせていただいたところも含めてまとめておりますが、これから委員の皆様の基本方針（素案）についてのご意見を伺いたいと思いますので、ご意見、ご指摘等ありましたら、宜しく願います。

【都市計画課】 都市計画課ですが、先ほど、市街化区域に含めない旨をご説明頂いたので、そのことについて確認させて頂きたいと思えます。

27ページの右側にある、AやBの範囲を示した図の中で、Bの区域にある地域を「市街化区域への新規編入禁止（対策がなされれば許可）」と書いてありますが、市街化区域への編入というのは許可という意味ではない。実務的には、市街化区域に編入する時に1/10の確率で50cm以上の浸水がある時には入れない区域にしましょうということは、都市計画課の方針でもあり、全然問題はありません。しかし整備が進めば、対象となる区域は年々変わっていくので、都市計画課の方から意見を求めた際に、河川管理者なり流域治水の立

場で対策がなされているか否かの判断をされることを想定して、「許可」と書いておられるのでしょうか。

そうではなく、都市計画決定権者が判断する場合は、どのようにチェックをするのか。例えば、公表を予定している浸水の図面を一定の頻度で公表していくなどを考えておられるのかをお聞きしたい。

【事務局】 「許可」という表現はまずかった。

【都市計画課】 これはあくまでも市街化区域に入れる際の「許可」という意味ですか。

【事務局】 そうです。

【都市計画課】 そうであれば、「許可」という表現はまずいです。「許可する」というものではなく、編入するか否かという手続きのことですから。

【事務局】 浸水リスクの図面、「地先の安全度マップ」と呼んでいますが、これについては基本的には5年ごとに見直して公表しようと思っておりますが、大々的に変わるようなことがあれば、その都度対応したいと考えております。基本的には都市計画の見直しに合わせて5年くらいと考えています。

【都市計画課】 もう一つだけよろしいでしょうか。

市街化区域に新たに入れられないということは出来るのですが、残念ながら、今、現在市街化区域として設定されていて、そこが浸水の区域になる可能性が実際あると思います。そういう場合については、既に入ってしまったので、県としては、50 cm以上の浸水がないような整備をしていくという理解でよろしいでしょうか。市街化区域に入れていると言うことは、現時点で「そこから出て行け」とは言えません。市街化区域に入れた行政側に、基盤整備をする責務がある。浸水の図面を公表することにより、行政側の責務は明らかになりますから、優先的にはするけれども出来ないときについて、整備される場合にはその対策を個人的にお願いするというような感覚でよろしいでしょうか。

【事務局】 そうです。開発協議等があった

時をお願いしたいと考えています。逆線引きは考えてはおりません。

【委員長】 今、都市計画課からお話がありました。他にいかがでしょうか。

【大津市】 大津市でございます。資料3の最後でもご説明いただいたのですが、本文34ページの「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価」のなかで、「川の中の対策」についても地先の安全度を使って施設設計、事業採択をするという旨が書いてありますが、いろいろな「川の外の対策」をしていく時に、4ページに書いてあるように「川の中の対策」に関する諸計画を所与の条件としつつ、対策を考えていくというのが、この方針の基本的なところだと思います。そうすると、「川の中の対策」、例えば、安全度が1/10であるとか所与のものがあって、それで「川の外の対策」、例えば「地先の安全度」などは変わってくると思います。所与のもので変わるものをもって、また所与の条件の方でまた評価するというのは、よく理解できない。例えば、今説明があったように当面1/10で河川の整備をきちんと進めていただくなかで、それでは足りない部分を「地先の安全度」などを活用しているいろいろな対策をしていく。やっていると、それでも足りなくて、河川の安全度を1/20にフィードバックしなければいけないということが実際にはあるのかもしれないと思うが、ただ、ここでは原則として、今まで言っている「川の中の対策」について河川整備計画など既に規定されたものをしっかり進めていただくというのが前提であるとする、ここで「川の中の対策」を再度「地先の安全度」で評価するというのは理屈に合わないのかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

【事務局】 「地先の安全度」につきましては、川の堤防補強とか貯留施設などの減災効果を確認するときに有効であると思って書かせていただいておりますが、ご指摘の通り、河川整備計画や規模を変えてまで進めるということは考えておりません。ご指摘に基づき、この部分の「川の中の対策」にかかる部分を所与の条件として別段落にし、先程の説明にもありましたように中長期実施河川の検討に基づいて着実に進めていきたいという様な内容で分けさせていただければと思います。

それと、事業採択の部門というのも引っか

かっておられるのかなと思ひまして、「「地先の安全度」の評価を行って事業採択に活かす」という表現をしておりますが、治水対策の減災効果の確認をして施設設計に役立てることが重要だと考えておりますので、「「川の外の対策」については施設設計等に反映させる」と修正したいと思ひますが、どうでしょうか。

【大津市】 「川の中の対策」というのを別立てにして、前半で書いてあるように中長期実施河川の検討に基づいて進めていただくということを表現いただければ、非常に分かり易いと思ひます。

【委員長】 それでは、今の部分の表現をこの場で直していただきましょう。

今お話あったように「地先の安全度」をフィードバックして河川整備の規模等を変えていくということは、今のところ想定していません。県は河川の規模、主には流域面積や近傍の被害地の程度等々により河川整備の規模を決めておりますし、また、その優先順位についても、今、話に出ておりました中長期実施河川の検討の中で河川ごとに、また、河川の区間ごとに優先順位を考えております。これは、予算規模等から考えてもそうせざるを得ない状況にはなっております。

ちなみに、今日、電車で来られた方は南草津で下車されたと思われませんが、ホームの草津駅側の端に北川という小さな川がございます。四線といいますが、複々線の下を抜いたわけですが、20億円近くの経費がかかりまして、10年もかかってやるわけにもいかないのので、数年でやろうとすると1年あたり数億円を投入する必要があります。県の治水にかかる年間予算が約30億円という中で非常に厳しい条件になっています。そういった予算の状況も勘案して河川整備の程度を設定しておりますので、「川の中の対策」にあわせて、いわゆる超過洪水の減災については流域治水、「川の外の対策」も考えなければということになるのかなと考えております。どうですか。画面が小さくて後ろの方の方まで見づらいかもしれませんが。

【事務局】 先ほどのご意見を受けて修正させていただきました。趣旨としては、「川の中の対策」については中長期整備実施河川の検討に基づいて着実に実施していくということで後段の二行を追加して、「川の中の対策」の

事業評価には使わないということが明確となるように別段落とさせていただきます。

また、前段では、「地先の安全度」を活用して各治水対策、この中には河川改修の影響などを踏まえてはん濫源の管理をしていく必要があります、評価の対象としては川の整備状況なども当然踏まえないといけないため、「各治水対策」と表現しておりますが、それを見た上で「川の外の対策」の施設設計に活かしていくという趣旨で書かせていただきました。先程ご議論いただいた内容を踏まえるとこのような表現が適当と考えています。

【委員長】 大津市さん、いかがでしょうか。

【大津市】 意見を十分反映させていただいたと思ひます。

【委員長】 まだ、少し時間もあるので、印刷してみなさんにお配りできますか。

【事務局】 もしよろしければ、先ほどの都市計画課長からご意見いただいた表現についても、修正内容について議論いただければこの場で修正させていただきます。

【委員長】 それでは、その点も含めて確認いただけるように、この後、意見交換している間に印刷して配布いただくようお願いいたします。

先程、傍聴席にお座りの多賀町さんから発言の要望があったようですが、申し訳ありませんが、もしどうしても関連してこの場でということがございましたらお受けいたしますが、委員の意見交換を優先させて頂きたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

他に素案に関連してご意見等ございましたら、どうぞご発言ください。

【竜王町】 竜王町です。1点だけお尋ねしたいと思ひます。21ページでございます。「流域治水の進め方」という章の「(1)適切な河川等の維持管理」というところのちょうど真ん中あたりになりますが、「滋賀県は、地域に身近な河川について補助制度（ふるさとの川づくり協働事業等）を用意し、関係自治体や住民と協働した維持管理を推進します。」とあります。この点は治水上大変重要なことだと思います。現状、河川の維持管理については河川愛護活動を推進されていると思ひますが、

ここに記載されている「補助制度（ふるさとの川づくり協働事業等）を用意し、」という内容について、河川愛護以外にどのような内容を考えておられるのでしょうか。

【委員長】 それでは、河港課長からお願いできますか。

【河港課】 「ふるさとの川づくり協働事業」には中身を大きく分けると3つございます。

まず、今お話がありました「河川愛護活動」というのが1点、地域の方々に毎年川の草刈りなどをやっていただいております。

それから、2点目は「地域の活動支援事業」といまして、例えば、河川愛護をやっていただくのに川に降りられないところがあるかと思いますが、そういったところに階段やスロープを設置するなど、河川愛護活動がしやすくなる条件整備を行う支援事業があります。

あともう一つは、「河川管理パートナー」という制度で、全県下の各市町に50人ほどおられます。県や市町の行政と地域の方々との間にあっていただき、川の愛護活動やパトロールなどに当たって、行政と地域の方々を結びつける活動を行っていただくというものです。

現在は「河川愛護活動」、「地域の活動支援事業」、「河川管理パートナー」の3本立てで進めているという状況です。

少し補足させていただくと、本年度の6月県議会で、高齢化が進む中、これからどの様に河川愛護活動を進めていくのかというご指摘を受けて、県下の1,195地域にアンケート調査をさせていただきました。その結果、例えば広い範囲の草刈りができる機械を新たに導入するなど、やはり高齢者の方への配慮が必要と思われるので、出来るだけ愛護活動が継続的に進められるようなことも考えております。

【委員長】 あと、来年度予算で検討していることもお話されればいかがですか。

【河港課】 また、来年度予算では愛護活動の予算を5千万円程度増額することや、住民活動の充実を図る目的で新しい協働制度を創設したいと考えています。従来は、例えば地域の方々が河川や水辺を利用する場合、河川管理者との河川占用の手続き上、直接利用できないため、どうしても市町を通して利用していただかなければならないという縦の流れ

を経ていただく必要がありました。しかし、直接河川管理者と地域やNPO団体の方が河川敷に維持管理をしながら花などを植えたい、もっと地域のまちづくりのためにこういうこともやりたいという皆さんの思いがありますので、治水上支障となる行為は困りますが、それ以外、地域のみなさんの希望も取り入れて住民協働の充実を図るということを目的に、「みんなの川サポート活動」という制度を新たに創設し、より充実を図っていきたいと考えております。

【委員長】 今お話がありましたように、愛護活動には毎年県下で10万人位の方にお世話になっておりまして、大変有り難く思っております。河川管理者としてもしっかりと維持管理を行わなければいけないと思っております。来年度予算では、少なくとも前年度予算以上に確保したいというところですが、愛護活動においても、刈り草だけではなく木を切り倒していただいたら、その処分を河川管理者の方で出来るように広げていきたいとも考えており、そこはしっかりと取り組んでいこうと思っております。他にいかがでしょうか。

【草津市】 今の意見に関連してですが、21ページの表-1のところ、市町の支援の欄に「河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援」と書かれています。現実、市民の皆様方には河川愛護にご参加いただき、草を刈る等愛護精神に基づいて活動いただいているのですが、住民の欄には「除草作業など」としか書かれていない。市町の支援との関わりでは、市町は竹木が書いてあって、市民は草となっている。草津市の中にも一級河川がたくさんありますが、大きな木が生えていてなかなか刈って頂けない、また、先程から若干話が出ておりますが、市街地のところを流れている一級河川が多い中、旧集落と違って、京阪神からお住まいいただいている方々が大変多く鎌も持っておられない、さらにはその新住民の方々に機材を使ってといっても事故があっても困るという実体があり、これらへの対応に苦慮しているというのが実態でございます。旧集落に流れている一級河川でさえ、河川愛護として出てきていただける人達の作業がなかなか期待も出来ない状況ですので、この市町の支援と住民の主体の役割分担が合っていないという思いがします。

次に、27ページの表-4にある「安全な土地

利用や住まい方の誘導に関する役割分担」のなかで、市町の主体的役割として「水害に備えた土地利用・建築への理解、住民への普及・啓発、都市計画、土地利用計画等の整合」と書かれておりますが、この「理解」や「普及・啓発」についてどのような内容をお考えになっておられるのか、事務局の考えをお示しいただきたいと思っております。それが、市町が出来るのか、出来ないのか十分協議をしていただきたいとの思いがしますので、ご答議いただきたいと思っております。

【事務局】 まず、27ページのご意見についてお答えいたします。「建築への理解、住民への普及啓発」と書かせていただいておりますが、建築につきましては当然建築確認に関係してきますので、特定行政庁の市についてはその辺りを心配されているのかと思っております。建築確認との関係については、現在県の関係課と議論している最中であり、なるべく、市に負担の掛からないようにしたいとは考えております。まだ、結果は出ておりませんが、市の方とも調整させてもらいながらやっていきたいと思っております。住民への普及・啓発については、実際に建築規制をやっていくときに、その該当する箇所の方に危ないという説明をやっていかなければならないと思っております。区域の指定をしていく時に当然地元の了解も得なければいけませんので、該当地域の地元へ出向いて行って協議をしながら、あるいは「リスクがあるから、もし、改築等をするときには耐水化の構造にさせていただく必要がある」等を説明し、地元の方に理解していただくよう地道にやっていきたいと考えております。

前段の21ページのご意見ですが、竹木の伐採については各土木事務所にはいろいろな考え方があるとは思います。河港課長、どうでしょうか。

【河港課】 確かに、ご指摘の竹木をそこまですべてお願いしていることは少なく、実際には除草、ゴミを含めて、やって頂いている事例が多いのかなどを感じを受けます。竹木の搬出処分というのは少しやり方が違うのかなと思っておりますので、そこは少し考えようかと思っております。

【事務局】 おそらく、やり方を考えていく必要があると思っております。県がやる場合もある

でしょうし。私も長浜にありましたときには、地元の方に出てきていただいて、一緒にチェーンソーで作業をしました。その時には年配の方も出ていただきましたが、危ないので経験者の方ということをお願いをしてかなり綺麗になりました。処分した木は土木が搬出するというような方式もやりました。地域ごとに出来るところと出来ないところがありますので、また、相談させてもらうということだと思います。

【草津市】 私の住んでいるところは、処分まで全部やっております。しかし、草津はそういう市ではありません。先程申し上げましたように、新たに入ってこられる方が沢山おられますので、市街地のところに走っているところについては地域の方々が、生活の場所なので何とか綺麗にしたいとの思いで出ていただいても、そこまでは出来ないというのが実態です。湖北地域と長浜市の方では全然意味合いが違いますので、実態にあわせていただく必要もあると思っております。特に湖南方面は、サラリーマンの方々が多く農家の方は少ないですし、活動経験者も少ないので、少し温度差があると思っております。それなりの対応を考えてもらわないと、なかなか一概に県内全部を同じように扱えないと私は思っておりますので、敢えてお話申し上げます。

【事務局】 その辺りについては、また調査させて頂きながらということにさせていただきます。

【委員長】 他にいかがでしょうか。

今、34ページの修正点のところを印刷してお配りしました。上段、斜字になっているところですが、また、先ほど、都市計画課長からご指摘がありました、27ページの図-11の括弧書きの中については、(対策がなされれば許可)というところを削除すればよろしいでしょうか。

【都市計画課】 削るのが一番簡単ですが、上の建築規制のところ(対策がなされれば許可)と書いてあるので、少しくどくなりますが、「禁止を解除する」というのはいかがでしょうか。市街化区域への編入というのは、溢水の区域はだめ、良いとはいえないが、溢水しなければ禁止を解除するというだけの話です。溢水しているところは入れない

が、溢水しないようになれば、溢水を理由とする編入禁止の理由は無くなる。だから、禁止は解除する。ただ、他の要因、例えば青地のようなところを溢水しないようにするだけで市街化区域に編入できるかというところではない。「許可」としてしまうと入れてもいいような感じを受けるので、「禁止を解除する」というくらいの表現ではどうかと個人的には思います。

【委員長】 そうしましたら、「(対策がなされれば禁止を解除)」に修正させていただきたいと思います。事務局もそれでよろしいですか。他にいかがでしょうか。

【湖南市】 湖南市です。私のところの市は野洲川の流域にあるわけですが、10ページの「(3)水害に関する危機管理行政等の現状と問題点」の中で、洪水時においては河川管理者あるいは水防管理者が避難勧告や水防活動を行っていかねばならないが、最近の局地的な大雨などから降雨や流出予測には限界があり、避難勧告発令の最終判断に苦慮していますとの記述があります。この内容は、不測の事態において本当に行政が十分対応できているかということが問題なのですが、これは県も市も同じような課題を抱えていると思います。また、28ページ中ほどの「県および市町は、住民および事業者等と協働して、地域ごとに地域特性に応じた避難判断基準や避難体制などの確立を図る。」と書かれています。これが前段の課題に対する対応策かと思っているのですが、現在の制度においても、いつ、なん時起こるかわからない災害に対して、河川断面、流下能力に応じてそれぞれの判断基準が定めてあると思います。しかし、現在の河川を見ていると先程から河川区域内の竹木の整備であるなどのお話が出ているように、かなり河川断面を犯したような状況になってきています。そうすると現在定めてある基準というのが、判断基準の材料とならないのではないかということで、書かれた避難判断基準や避難体制などの確立を図るのは急務を要するのではないかと考えておりますが、このための新たな見直し、あるいは新たな資料づくりや体制づくりについての取り組みに関して、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

【事務局】 まず、基本方針の中では「なが

す」というところで維持管理について表記をしております。先程からご意見いただいているように河川の維持管理に非常に苦慮されている状況は承知しておりますが、先程河港課長の方から説明いただいた新しい制度を設けるなど、地域の方々と共に維持管理を進めていこうと考えております。

今、お話がありました、28ページの「つきましては、34ページの「3.水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画」のところで後述しており、少し説明させていただきましたが、六つの各圏域で協議会を設立いたしましたして、水害リスクの高い地域で、住民のみなさんとともに、地域の特性に応じた避難に関するルール作り等を進めていく取り組みを進めているところです。

「維持管理が十分にできていなければ、避難判断の条件が変わるのではないか」とのご意見に対しては、ご指摘のとおりとは思いますが、維持管理の出来、不出来に追随して、避難判断基準をコロコロ変えていくということもなかなか難しい、やはり適正な維持管理があった上でのルールという考え方になると感じているところです。

【委員長】 今、事務局から話がありましたが、特に大きな河川については、維持管理計画をまとめて、どういったサイクルでやっていくのか、着目すべきところはどこかということをお考えつつ進めております。本来は全部の川で定めるべきなんですけど、500本を超える河川を全部つくるのは、なかなか作業が追いつきませんが、また、先ほども少しご紹介しましたが、維持管理に関する予算もできるだけ右上がりに確保したいということで、現実ここ2、3年はそのようになっておりますが、どこの河川においてもなかなかクリアになるという状況ではありません。今、ご指摘のあったところは承知しつつも、予算等々の関係で十分なことができていなかったのですが、なんとかしていきたいという意識は持っておりますし、そのように進めているというところで。

維持管理を進めつつも、それが全てできてからということではなく、現状の姿の中で判断基準をどのあたりに設けるかについては、一定目安が出せると思います。現に、野洲川の中上流部では、まだ水害に強い地域づくり協議会はできておりませんが、湖北圏域等では既にできていて、現実に地域のみなさんに

見てもらいやすい指標、例えば、量水標は川の中の橋についているわけですが、階段護岸など身近なところに量水標から換算してマーキングをしていくといった取組もすでに始めております。そういった取組をできるだけいいですか、できることから取り組むことが必要であり、そのように進めているという状況でもあります。河港課長、そういうところでよろしいでしょうか。

【河港課】 そうですね。今、お話がりましたが、やはり維持管理をしっかりやる必要があるということで、平成18年から5年をサイクルとした維持管理計画を定めました。計画をつくるに当たっては、まず全対象河川を管轄する県下八つの土木事務所に見えただいて、その中から重要度の高い河川、全部で28河川だったと思いますが、そこについて重点的にA区間、B区間というように優先度を定め、月に一回状況を見に行くということで対応しております。

また、今までは定性的に河川を見ていたが、できるだけ定量的に河川を見る。例えば、土砂も河積の三割程度を目安に、それ以上溜まれば場所ごとにきちっと取り除くなど、そういった維持管理計画というものを各土木事務所に平成18年から作っていただき、平成18年から平成22年の5年間について具体的に中身を見ていきながら、平成23年に5年に一回の見直しを行っていく。先ほど、委員長からもお話がありましたように、来年度の予算、特に維持管理、浚渫、伐開、護岸保守につきましては、対前年度比からいきますと、2.5～2.6倍という非常に高額な予算を確保し、本来ある川的能力、河川改修は時間がかかってなかなか進まないのですが、しっかりと通常の維持管理をすることによって、その川が今持っている本来の治水能力等々を発揮させるということに重点的に取り組んでいきたい。併せて、先ほど言いました維持管理計画や、地域の方々、市町を含めての愛護活動、そのような中で進めていきたいと考えております。

【委員長】 予算は、今から議会がありますので、その議論をしているということでご理解いただきたいと思います。

【湖南省】 ありがとうございます。県が管理されている河川というのは、かなり広大で事業費もかなり高額であるということは、百

も承知しております。河川管理というのは私たち市町でもしているなか、非常に苦労が絶えないという現実と同じ立場からしてよく理解しております。今、私どもの野洲川でも進めていただいております架台のところについては、事業着手していただいているところですが、さすれば、2、3年すれば、またもとに戻ってしまうというようなことが現状です。そういった中で、避難体制とか判断基準といったものを住民および事業者と協働して考えていく、ということについては、やはり適正な維持管理があってはじめて協議にのっていただけるということでもあろうかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員長】 まさにご指摘のとおりだと思います。河港課長も申しておりますように、そこはがんばってやっていくということです。今、お話がありましたように、何年かしたら元に戻るということは確かにそのとおりなのですが、維持管理計画を定める中で、どうような頻度でやっていけばいいのかもしっかりと定めて取り組んでいきたいと考えているところです。とはいいつつも、災害はいつ何時起こるかかわからないということもありますので、そういうことも踏まえつつも、できるだけ早く体制をつくっていくということも必要かと思ひますので、地域での取り組みをこれからも進めていきたいと考えていますし、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。他にいかがでしょうか。

そうしましたら、先ほど傍聴席の多賀町さんからご発言の要望がありましたので、よろしければどうぞ。

【多賀町】 多賀町です。発言をお許しいただき感謝を申し上げます。多賀町からは、「ためる」対策について少しお願ひしたいのですが、多賀町は面積の86%が森林であります。また、滋賀県におきましては、1/6が琵琶湖で、1/3が森林と理解しております。タイムリーな話題でいいますと、長浜の柳ヶ瀬で今回249センチの雪が積もったとされています。雨におきましては同じことが言えるわけで、平野部よりも山間部の方の雨量が多いと思ひます。ですから、1/3が森林面積とはいえ、雨が直接落ちる量というのは、おそらく県土の半分ぐらいに値するのではないかと思ひます。そういう意味では、森林の保水能力を高める対策、つまり23～24ページの「ためる」

対策では、「森林の多面的な機能の保全に努めます」という一行で終わっているわけで、他の「ながす」や「とどめる」対策については具体的に書かれているわけなんですけれども、森林の保全によって水が流れる時間差をより高めるためには、この一行だけでは少し弱いのではないかと感じております。他の対策同様に、もう少し森林に対する具体的な対策というものをお願いしたいと思います。下流域や中流域に対する対策というのは非常に充実していると思いますが、上流域に対する対策がこの一行だけにとどめられているのはどうか、もう少し具体的な提案をしていただけないかと思ひ発言をいたしました。よろしくお願ひします。

【事務局】 ご意見いただきましたところは、ご指摘のとおりと思いますが、森林づくりにつきましては、平成16年4月に施行された琵琶湖森林づくり条例で、いろいろな県の施策、国の施策、森林所有者の施策、あるいは組合等々の役割分担等を細かく定められているところです。

本基本方針につきましては、琵琶湖森林づくり条例の基本理念を県として推進していくという基本に立った取り組みを強力に推し進めていくと考えているところです。その点、ご理解いただければと思います。

【委員長】 今の事務局からの説明ではありますが、多賀町さんからご指摘があったところ、すなわち多面的な機能の保全にもう少し具体的なメニューを追加すればどうかというご指摘かと思ひます。今、事務局からの説明では、この一文に含まれているということではありますが。

【多賀町】 「ながす」と「とどめる」には、具体的な対策が書いてあるにもかかわらず、森林の機能である「ためる」というところだけが、一行で終わっているというのが少し不自然かと思ひます。もう少し具体的な記述をしていただけるとありがたいと思ひます。

【委員長】 そういうご指摘ですので、例えば、県の森林部局と調整をして、具体的に明記できるところを加味していくということが重要かと思ひます。その点については、今日はもちろん間に合いませんし、期間的な問題もあるので、事務局の作業としてはどうです

か。書き加えていくのか、それともあくまでこの一行で全部含んでいるということで読み取ってください、とするのか。

【事務局】 あの、よければ、前のスクリーンに、琵琶湖森林づくり条例で示されている具体的な施策で、洪水緩和機能に係るものが列挙されたものを表示しています。これは、県としてもオーソライズされていますし、基本方針の中でもしっかり記述していくのがあるべき姿だと思ひますので、森林部局と調整しながら、既存のものに限られるかもしれませんが、できるだけ具体的に書かせていただいて、内容を充実させていただくようにしたいと思ひます。

【委員長】 ちなみに、こういった内容が読み上げてみえてくれませんか。ここから見ても、字がすっきりしていなくて読めないのです。

【事務局】 これは県のホームページを開けているのですが、開いている元のページがちょっと読みにくいのです。

【委員長】 わかりました。それでは、今のご指摘も踏まえて、この基本方針の趣旨を再度森林担当部局と確認をしながら、書き込む工夫をしていくということで、本日についてはよろしいでしょうか。

【多賀町】 ありがとうございます。

【委員長】 他に、委員のみなさま、ご意見等ありましたら、いかがでしょうか。

そうしましたら、先ほど多賀町さんのご発言がありましたが、傍聴に来ていただいている方、ご意見、ご発言、ご指摘等あればお伺ひしたいと思ひます。

【傍聴A】 すいません。初めて、傍聴させていただきました。私は守山市の住民で、野洲川の左岸の、わりと上流部、浜街道のちょっと上の方に住んでおります。最悪、琵琶湖の水位が2.5メートル上昇しても、災害、浸水することはないと思うのですが。また、野洲川は、昔はしょっちゅう溢れておりましたが、私の記憶では、昭和28年に災害がありまして、私のところで床上50センチくらい浸水した記憶があります。その後改修されて、そ

のような恐れが全くなくなって、よろこんでおるところです。しかし、どのような災害が起こるのかわからないということでありましたので、数点、質問と意見を言わせてほしいと思います。

まず、琵琶湖は一級河川になっているのですが、ただし、確か野洲川は直轄河川ということになっていたと思います。5ページ目のところに「滋賀県の一級河川は509本（直轄13河川含む）あり、」と書いてありますが、教えてほしいのは、どの川が直轄河川か、つまり滋賀県の管理ではなく、国土交通省が管理している河川を教えてくださいと思います。

また二点目は、資料15ページから20ページに、最大浸水深図や家屋流失の年発生確率ということで書かれた地図が出ています。細かくて、少しわかりにくいのは仕方ないのですが、すべての地図に「現在、精査・確認作業中であり、公表までに修正されることがあります」となっています。これは非常に重要で、当然我々県民は、特に河川周辺に住んでいる人は、よく知っていなければいけない地図だと思うのですが、いつ頃公表されるのかをお聞きしたい。

最後に、河川の維持管理の話が先ほどでございました。滋賀県の管理する一級河川というのはたくさんあるわけですが、私の住む守山でも琵琶湖に注いでいる川、野洲川以外にもたくさんあります。ご存知かと思いますが、新守山川という大きい河川がありますが、災害に直接結びつかないでしょうけれども、美観上、ないしは河川の維持管理の観点からみると極めておかしい。私は、てっきり新守山川というのは、守山市が管理する川だと思って、守山市に言ったところ、あれは滋賀県の管理する河川だということでした。さっそく草津の（南部）土木事務所に電話しました。私が指摘した問題は、しょっちゅう、浮き草、ボタンウキクサなのかホテイアオイなのか夏場密集しているわけです。それで冬になったら枯れたり沈んだりして美観上きたないし、大きな水がきたら琵琶湖に流れていって沈殿する。直接、防災と関係がないかもしれないが、もう少し何とかしてもらえないか言いましたら、「わかっているのですが、予算がなくて」という返事でした。守山市は「いや、うちはちゃんとやっている」とのことだったので、「どこをやっているのか」と聞くと、野洲川の南流のあと地、大川というんですか。かなり面積が広くて、そこも浮き草や藻が一杯

生えているんです。そこは、毎年200万とか300万かけて、地元の人も出てきれいにしますとのことでした。地元の人でも誰が河川を管理しているのかわからない。そこそこ大きな川には、例えば表札というか、札というか、「この川は一級河川で滋賀県が管理している」とか「守山市が管理している」などの表示があれば、どこに言えばいいのかすぐにわかるし、河川管理者が金をかけてでもやらなければならないと気にされると思います。急いで言いましたが、よろしくをお願いします。

【委員長】 まず、直轄河川がどこかのお尋ねでしたが、野洲川や、下流の洗堰がある瀬田川もそうです。ご質問は、13河川全て教えてくださいということですか。

【傍聴A】 はい、名前を言ってほしいのですが。

【委員長】 今、思いつくところでは、少し複雑ではありますが、例えば、大戸川も国の直轄区間があります。全体は滋賀県の管理なんですけど、国が計画されているダムがあるということで、大戸川や高時川、大石川、信楽川、あと、大戸川に関連して、水越川などがあります。あと、琵琶湖自体も部分的に、疏水の入り口。名前がすぐ出てきませんが、今で八個ほどしか言えてないと思いますが、あと五つ。

【傍聴A】 あと、日野川はどうですか？

【委員長】 日野川は、県管理です。

【傍聴A】 あと、愛知川はどうですか？

【委員長】 愛知川は滋賀県です。

【傍聴A】 安曇川はどうですか？

【委員長】 安曇川は滋賀県です。

県内の大きな河川でも、野洲川については、昔のお話しにあったように、災害が多くて大変だということで、北流と南流に分かれて国が管理していたということもあります。

【事務局】 今、前の画面にホームページに載っている河川の要綱を表示していますが、一級河川の、国土交通大臣が直接管理してい

るところでは、淀川、これは瀬田川に相当します。水越川、鷲見川、尾羽梨、針川、野洲川、大石川、信楽川、大戸川の一部、琵琶湖の一部、田代川、高時川の一部、奥川並川となっています。県のホームページで、この表はいつでもご覧いただけるようになっております。もしよければ、帰りにメモをとっていただいてもかまいません。これで全 13 河川です。

【傍聴 A】 言葉尻じゃないけど、琵琶湖の一部とおっしゃったけど、琵琶湖は全て滋賀県が管理しているのでしょ。

【委員長】 琵琶湖はそうなんです、大戸川と同じように、京都に水が流れている疏水の入口部分は、直轄河川だったと記憶しています。そういう意味での琵琶湖ですね。

【傍聴 A】 わかりました。

【委員長】 維持管理については、先ほどからのお話もありましたが、大変苦慮している状況の中ではありますが、できるだけ予算を確保してなんとかしたいと思っています。守山市等々からも、お話はいつもいただいておりますので。琵琶湖については、蓮がだんだん増えてきているとか、お話にもあったホテイアオイなどもありますので、なかなか一気に解消するというわけにはいかないのですが、例えば、ホテイアオイなんかでも、河川管理者も何か考えなければならぬけれども、地域でも小さいうちに揚げてやるということになれば、少しでもましになるのかなと思います。「すぐに地域をあてにして」とか「身勝手な」ということになるかもしれませんが、そういった工夫もこれから必要かなと思ったりしております。

川の標識については、できるだけ道路に交差する部分に設置しておりますが、前の表にあるように、直轄河川というのはごく限られております。守山市内にある川のほとんどは、県管理河川だと思っていただいて結構です。ただ、川幅だけ見ていただくと、守山市の管理する準用河川もありますので、一級河川との区別がなかなかつきにくいかもしれません。法竜川、山賀川、守山川、堺川などは県の管理河川ですが、あとは市の管理河川という状況にあります。

今のご指摘については、これでよろしいで

しょうか？

【傍聴 A】 公表の件は。

【委員長】 それは、事務局からお答えします。

【事務局】 この図-5 から図-10 までの地図については微修正中ですが、この基本方針の策定にあわせてなるべく早いうちに公表したいとは思っております、遅くとも、この基本方針ができるころには公表したいと考えております。

【傍聴 A】 ということは、半年先、一年先とか。

【事務局】 明確にはお答えできませんが、次年度の早いうちにはと考えております。

【委員長】 傍聴の方から、お話がありました。他に、いかがでしょうか。

それでは、本日お集まりいただき、ご指摘等のありました点について、34 ページについては修正文を別途配らせていただきましたし、都市計画課長からの指摘があったところも、先ほどの御議論いただいたように修正させていただくと、いうことにさせていただきます。また、多賀町さんから指摘がありました、森林の機能については、担当部局と再度調整し対応していただくこととします。

あと、事務局としてはどうですか。委員のみなさんに、調整結果をもう一度お知らせすることはできますね。WG 会議のメンバーにもここを修正したと。この委員会の中で修正した結果を。

【事務局】 会合を持つのは大変かと。

【委員長】 そこまでは考えてなくて、お知らせすることは出来ますね。

【事務局】 はい。送らせてもらいます。

【委員長】 先ほども説明させていただいた今後の予定で、次のステップに入る前、今度の 9 日の県議会常任委員会までに、森林部局との調整が出来るかわかりませんが、少なくとも流域治水推進部会までには、お知らせさせていただきたいと考えます。その点、ご了承

よろしくお願ひします。

【都市計画課】 一つよろしいですか。先ほどの26ページの「安全な土地利用に関すること」の後段に、「あわせて、市町は、県条例や国土利用計画等を参考に、順次、水害リスクをも考慮した国土利用計画等への見直しを進めます。」と書いてあるんですが、これはどうでしょう。国土利用計画等を参考に国土利用計画等を見直すという文章になっているんですが。

【委員長】 国土利用計画というのは、ことあるごとにというのではなく、一定サイクルで見直しを行うということではなかったですかね。

【県民生活課】 今、言われているのは、おそらく国土利用計画というのは、国が定める国土利用計画と、それを援用しながら、基本的にしながら定める県の国土利用計画がある。さらにもう一つ、県の計画をベースにして定める市町村の計画があります。今の都市計画課長からのご指摘は、正確に言うのであれば、水害リスクを考慮した市町村国土利用計画等への見直しという言い方をしたほうがむしろベターかもしれませんね。前文も、減災の仕組みを反映した滋賀県国土利用計画という、ベースを何にするかという文面を入れた方がいいと思います。

【都市計画課】 市町の国土利用計画だから、国土利用計画が二つ並んでいる、ということですね。

【県民生活課】 正確にいうのであれば、前の部分は、「市町は、県条例や滋賀県国土利用計画を参考に、」もしくは「市町は、県条例や国および滋賀県国土利用計画等を参考に、」という表現の方がいいと思われます。

【事務局】 WG会議では、県の国土利用計画については水害リスクを考慮した内容で進めるべきだといったご指摘が関係各課からあり、そういった内容も踏まえて、市町でつくられる国土利用計画についてもそれを参考にさせていただきながら、見直すという議論でした。ですから、今県民生活課の委員からご説明があったような内容のとおりです。都市計画課長のご指摘のとおり、少しわかりにくい

文章でしたので、今、前の画面で修正しました。前段の国土利用計画の前には、「国および滋賀県」というのを付け、後段を「各市町の国土利用計画等への見直しを進めます。」として、誰の国土利用計画かという点を明確に表現させていただきたいと思います。

【委員長】 今ご指摘の部分について、他の委員のみなさま方、いかがでしょうか。国土利用計画だけの表現ではなく、「国および県の」また「各市町の」の別を、国土利用計画の前につければいかがかということで、修正することとして、先ほどの修正部分と併せてみなさんにお知らせをするということで。

【湖南市】 市町の国土利用計画というのは、最近の合併に伴って、見直しをされていると思いますが、その表現では、いかにも各市町の国土利用計画が国や県よりも劣っているということになりませんか。県の国土利用計画を参考にしながら市町へ指導します、という表現ですよね。市町の国土利用計画の位置付けが、このような内容になっていればかまわないのですが。

【県民生活課】 策定のスキームからいくと、「参考」というところは、法律上は「基本として」という文言になっていたと記憶しています。今、国土利用計画法が手元にないので、正確な文言はわかりませんが、県のつくる計画は国の計画を基本としてつくりなさい、各市町村は、国や県の順番でその考え方を基本として国土利用計画をつくってくださいという言い方だったと思います。「参考」という表現はおかしいかもしれないので、一度確認していただけたらいいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、今のご指摘の点は法律などとの齟齬のない書き方に統一するというので、まとめさせていただきます。ご指摘ありがとうございます。ほかには、どうでしょうか？

本日、いろいろなご指摘をいただきましたが、先ほども申しましたように、修正点等を取りまとめ、一度お知らせしたうえで、次のステップである県の機関による審議や報告をして、パブリックコメントにかけていきたいと考えます。ご了承よろしくお願ひ致します。

それでは、本日、大変お忙しい中をお集まりいただき、ご議論いただきました。今ほど

も申しましたように、次のステップに向けて作業を進めていきたいと思っております。その中で、ご指摘の点がありましたら、随時、事務局にお寄せいただければと思っております。

本日は、大変長い時間お世話になり、ありがとうございました。これから、安全な地域づくりのための様々な方策を進めていきたいと思っております。また、県では来年度もこうした取り組みをアシストするという意味で、ヴァーチャルリアリティー、先ほど見ていただいた図面の状況をアニメーションで見られるような映像を作成し、各地域における地域に見合った水害に強い地域づくり計画を作っていくたいということで、来年度予算にエントリーしております。是非実現させて、本日お見えの市町のみなさん、併せてWG会議に来ていただいている市町のみなさんとともに、取り組みを一層推進していきたいと考えております。よろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。本日の御礼の言葉とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

3 閉会

【事務局】 これをもちまして、本日の流域治水検討委員会行政部会を終了させていただきます。どうも、ありがとうございました。